

第3章 施策展開の方針と具体的な取組

1 基本の方針

- ・すべての子どもたちの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されず、子どもたちが社会を生き抜く力を持ち、夢や希望を持てる地域社会づくりを進めます。
- ・貧困の背景には様々な社会的要因があることから、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域社会全体の課題であるとの認識のもと、様々な主体が連携・協働し、子どものことを第一に考えた適切な支援を行います。
- ・子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを目指します。

2 重点取組

【取組1】子どもの生活環境を改善する

子どもが心身ともに健全に育成されるためには、身体的にも精神的にも安定した生活を過ごすことができる環境が必要です。その基本となるのは家庭であり、家庭環境は、子どもの健康や情緒の安定、人格の形成などに大きく関係し、また、生活習慣は、非認知能力の形成とも関連が大きい状況があります。

子どもや家庭の困りごとの解決に向けた取組や保護者の就労状況の改善を図るとともに、子どもが地域の人たちと交流し、生活習慣を学ぶことができるような環境づくりを進め、子どもの生活環境の改善に取り組みます。

(1) 困りごとを抱える家庭や子どもを支援につなぐ

学校や地域で、困りごとを抱える家庭や子どもを素早く把握し、サポートや支援制度につなげるための取組を充実します。

(2) 地域で交流できる場の提供

家庭以外の場で生活習慣を学んだり、地域の大人と交流したりする場の設置を促進します。

(3) 保護者の就労・生活支援の充実

生活困窮世帯の保護者の就労・生活等の支援を充実するとともに、ひとり親家庭の保護者の就労・生活支援を充実します。

○具体的取組

- スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの活用
- 生活自立支援センターの周知拡大と支援の充実
- 子どもの食習慣の改善や地域との交流の場となる子ども食堂の拡大促進
- ひとり親家庭への就労支援、生活支援

【取組2】子どもの意欲や自己肯定感を高める

子どもが夢や希望を抱き、自ら学び考え、自らの力で将来の夢に向かうためには、家庭環境に左右されることなく、豊かな人間性と社会を生き抜く力を養うことが重要です。

家庭の状況に関わらず、子どもが様々な体験活動に参加できる機会の増加、読書や学習活動の促進を図るとともに、子どもが自身の権利について主体的に学ぶ機会を提供するなど、子どもの意欲や自己肯定感を高める取組を進めます。

(1) 子どもの体験活動の機会を増やす

文化芸術やスポーツなどの体験活動や、地域のイベントなどに参加を促進するための支援やしきみづくりを行います。

(2) 子どもの読書・学習活動の促進

乳幼児期から学童期、中高生期までの切れ目のない読書活動の促進や、学力アップや学習習慣の定着のための学習支援の充実などを行います。

(3) 子どものエンパワメント

子どもの権利を学ぶ機会や、地域の大人や社会人、学生などと交流して社会を学ぶ機会を提供し、子どものエンパワメントを促進します。

○具体的取組

- 子どもへの文化芸術やスポーツ、ボランティアなどの体験の機会の提供
- 子どもの主体性を尊重した授業改善による学力の保障と向上
- 生活困窮世帯等の子どもの学習支援の場の提供
- 自分自身が大切だと知る、子どもの権利を学ぶ場の提供

【取組3】子ども・子育て世帯の孤立を防ぐ

様々な困りごとを抱える家庭は、周囲や地域との関わりを持たない、あるいは持つ時間がないことから、地域から孤立する傾向があります。孤立すると困りごとが見えにくくなり、助け合ったり支援につながったりすることが難しくなり、課題がさらに深刻化する恐れがあります。

妊娠期からの切れ目のない支援に取り組むとともに、困りごとを抱える当事者同士がつながれる場や地域の居場所づくりを進め、子どもや子育て世帯の孤立化を防ぎます。

(1) 妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援

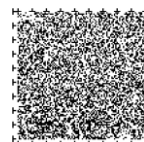
地域やNPO、民間等と連携し、妊娠期から困りごとを抱える家庭を見守り、支援をしながら地域につなげるなど子育て期まで切れ目のない支援を行います。

(2) 当事者同士のつながりづくり

困りごとを抱える子どもや保護者の当事者同士のつながりをつくったり、様々な地域資源とつながることができる取組を進めます。

(3) 子どもや保護者の居場所づくり

子どもや子育て家庭が地域で安心して過ごせる居場所づくりを行います。



○具体的取組

- こども子育てサポートセンターと地域、NPO、民間等が連携した、子育ての困りごとに対する相談支援
- 同様の困りごとを抱える家庭の保護者など当事者同士がつながる場の提供
- 子育て中の人が集える場の提供
- 地域の民生委員・児童委員などと連携した子どもや子育て家庭の多様な居場所づくりの促進

【取組4】子どもの未来を支え合う体制を構築する

すべての子どもたちが周囲とのかかわりの中で健やかに成長していくためには、家庭環境に関わらず、子どもやその家庭があらゆる場面で排除されず、参加できる地域社会をつくることが重要です。そのためには、子どもに関わる人はもちろん、地域全体で子どもの貧困対策の重要性を理解することが必要です。

地域でのネットワークの構築や、学校をプラットフォームとして地域や福祉部門との連携強化を図るとともに、子どもの貧困対策の意識啓発に取り組みます。こうした取組により、地域での支え合いや信頼関係の構築といった関係性をつくり、子どもの未来を支え合う体制の構築を進めます。

(1) 地域の子ども・子育て支援活動団体・機関等のネットワークの構築

地域で子ども・子育て支援に関する活動を行う団体・機関等が相互に連携・協力し、子どもや家庭との関係づくりや支援につなぐ取組などを進められるよう、ネットワークの構築を促進します。

(2) 学校をプラットフォームとした支援体制の構築

困りごとを抱える子どもや子育て家庭の課題解決に向け、学校と福祉部門の連携体制の強化を図ります。

(3) 啓発の強化と情報提供の充実

行政や子どもに関わる機関の職員、地域団体等への啓発を強化するとともに、支援が行き届くよう、効果的な情報発信・提供の取組をさらに進めます。

○具体的取組

- 地域の子ども・子育て支援活動団体・機関等のネットワークの構築
- 学校をプラットフォームとした支援体制の構築
- 保育園、幼稚園、学校など子どもに関わる機関の職員や地域団体への研修
- 子ども支援ガイドブック・SNS等を活用した情報提供の充実

3 子どもの貧困対策に関する指標

本計画の実効性や施策効果を確認するため、子どもの貧困に関する指標を設定します。各指標の目標を達成するために、取組を推進していきます。

	指標	直近値	目標
1	子どものいる生活困難世帯の割合	22.1% (平成29年度)	↓
2	毎日朝食を食べる子どもの割合	全体92.6% 生活困難世帯88.4% (平成29年度)	↑
3	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子世帯49.7% 父子世帯74.7% (平成28年度)	↑
4	自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	小学6年生77.4% 中学3年生67.8% (令和元年度)	↑
5	生活保護世帯に属する子どもの進学率（高等学校等・大学等）	高等学校等95.2% 大学等30.9% (平成30年度)	↑
6	困っていることについての相談者がいない又は相談しなかった保護者の割合	18.2% (平成29年度)	↓
7	近所の人と付き合いがない子どもの割合	12.1% (平成29年度)	↓
8	スクールソーシャルワーカーによる支援件数	163件 (平成30年度)	↑
9	生活自立支援センターの相談支援件数	1,020件 (平成30年度)	→

4 総合的な取組関連事業一覧

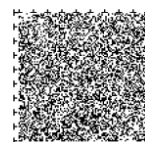
国が子どもの貧困対策として掲げる4つの重点施策「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援」、「経済的支援」に市が実施する主な事業を体系化するとともに、「支援・制度につなぐ取組」を加え、子どもの貧困対策に総合的に取り組みます。

なお、○印の事業は、第3章の「2 重点取組」(P7～P9)に該当する事業です。

1 教育の支援

(1) プラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築

事業名	事業内容	重点取組
スクールソーシャルワーカー活用事業	福祉分野の諸制度等について専門知識を有するスクールソーシャルワーカーを各学校に派遣し、問題を抱える生徒を取り巻く環境へ働きかけ、課題解決を図る。	○



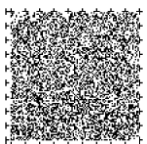
スクールカウンセラー活用事業	スクールカウンセラーを全ての市立小・中・特別支援学校・高校に配置し、様々な困りごとを持つ児童生徒等の相談に対応することによって、心理的な面から、児童生徒等が有する諸問題の解決に向けた支援を行う。	○
小中学校くるめ学力アップ推進事業	①全ての小中学校で学力向上プラン及びロードマップを作成し、PDC Aサイクルに基づく組織的な学力向上を図る。 ②児童生徒が主体的に授業に参加し、対話により自分の考えを深めていくための「くるめ授業スタンダード」による授業改善を図る。 ③放課後等に学習ボランティア等の協力を得ながら補充学習等の学習支援を行い、基礎基本の学力の習得や学習習慣の定着を図る。	○

(2) 教育費負担の軽減

事業名	事業内容	重点取組
就学援助	経済的な理由により、学校で必要な経費の支払いが困難な児童生徒の保護者に給食費や学用品費等の一部を支給する。	
久留米市奨学金	経済的な理由により、高等学校等の修学が困難な者に就学の途を開き、有用な人材を育成するため奨学資金を給付する。	
久留米商業高等学校寄附金活用奨学金	部活動・学業及び家庭の経済的環境の2つの基準に照らし、奨学金を給付する。	
(独)日本スポーツ振興センター共済掛金	要保護及びそれに準じる程度に困窮していると認められる者の災害共済給付制度の掛金(保護者負担分)を市が負担する。	
高等学校等就学費支援	高等学校等に進学する生活保護世帯の子どもに対し、入学料、入学考査料等を支給する。	

(3) 地域における学習支援等

事業名	事業内容	重点取組
子どもの学習・生活支援事業	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象に、進学や学習習慣等の相談支援を行う「アウトリーチ型」と、学習のみならず愛着形成、社会性の醸成と様々な人的交流の実現を目的とした無料塾を開催する「居場所型」の2種類の支援を実施する。	○

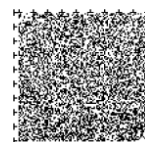


青少年学校外活動支援事業 (土曜塾)	土曜日等の小学生の子どもの居場所づくりとして、地域で行われる社会体験・生活体験・自然体験活動等の取組に対し支援する。	○
体験活動の機会の提供	家庭の環境にかかわらず、文化芸術やスポーツ、ボランティアなど様々な体験活動に子どもが参加できる機会を提供するためのしくみづくりを行う。	○

2 生活の安定に資するための支援

(1) 保護者の妊娠・出産、子どもの乳幼児期における支援

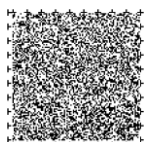
事業名	事業内容	重点取組
子育て世代包括支援事業	こども子育てサポートセンターにおいて、妊娠期から出産・子育て期まで、保護者や18歳までの児童の相談に対応し、切れ目のない支援を行う。身近な場所での相談体制を充実するとともに、その相談に対して地域・民間・NPO等と連携した支援を行う。	○
妊婦健康診査事業	妊婦の健康管理を促し、安全・安心な妊娠・出産を支援する妊婦健康診査について、受診費用を助成する。	○
新生児及び妊産婦訪問指導事業	新生児及び妊産婦の家庭を保健師等が訪問し、適切な指導・助言を行い、安心して出産・育児に臨むことができるように支援する。	○
産後ケア事業	心身の不調又は育児不安がある、家族の支援が十分に得られないなどの産後4か月未満の産婦を対象に、病院、助産所等で母子への心身のケアや育児サポートを行う。	○
産婦健康診査事業	産後うつを発症しやすい産後の初期段階において、母親の心身の健康状態や子どもの発育状況を確認する産婦健康診査について、受診費用を助成する。	○
妊娠期・出産後の健康教育・相談	妊娠中に沐浴や父親の妊婦体験などを行い、不安の解消を図るためのマタニティ教室を実施するとともに、出産後に健康や子育てに関する悩みを軽減するための相談会を開催する。	○
多胎育児の産前産後サポート	多胎妊産婦の家庭を保健師や多胎児育児経験者が訪問し、子育てのアドバイスを行うとともに、多胎児育児の支援サービスを充実し、身体的、精神的負担軽減の取組を行う。	○
乳幼児健康診査事業	4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児の健康診査を行い、乳幼児期における異常の早期発見に努めるとともに、子どもの発達や育児の不安や悩みを持つ保護者に対し、必要な支援を行う。	○



エンゼル支援訪問事業	妊娠期から出産後間もない時期に周囲の支援が十分に得られない家庭に対し、育児や家事の援助を行う産前・産後ヘルパーを派遣する。また、保育士・保健師による専門的な訪問支援を行う。	○
地域子育て支援拠点事業	子育て交流プラザ、児童センター、地域子育て支援センターにおいて、子育て中の保護者や子どもの交流の促進、子育てについての相談、情報提供などを行う。	○
すくすく子育て21事業	小学校区・地区毎に、主任児童委員や民生委員、地域のボランティアなどで構成する「すくすく子育て委員会」が行う、子育てサロンの開催や子育てに関する情報提供などを支援する。	○

(2) 保護者の生活支援

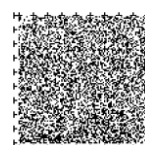
事業名	事業内容	重点取組
自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に包括的に対応し、その自立に向けて個別支援計画の作成を行うとともに、各機関と連携しながら伴走型の支援を行う。	○
認定就労訓練事業	長期離職やひきこもりなどで、一般就労に直ちに就くことが出来ない者に対して、民間事業所の協力の下、時間や日数など柔軟な働き方を提案してもらい、一般就労に向けた訓練を行う。	○
家計改善支援事業	家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の視点からの必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行なうことにより、早期に家計が改善されることを支援する。	○
就労準備支援事業	長期離職やひきこもりなど一般就労に直ちに就くことができない者に対して、日常生活の基礎能力や社会生活のスキルの獲得・向上を目指した支援を行う。	○
被保護者就労支援事業	生活保護を受給する若年者等に対し民間職業カウンセラーを派遣し、就労指導や就労支援策活用の助言等を行い、就労・自立を促進する。	○
保育所・認定こども園	保護者の就労・疾病等により、家庭において保育することができない児童を、家庭の保護者にかわって保育を行い、児童の心身の健全な発達を図る。また、乳幼児の保育に関する相談に応じ、助言を行う役割も担う。	
学童保育事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る。	



病児保育事業	子どもが病気や回復期で、教育・保育施設等での預かりが困難な場合に、看護師、保育士がいる病児保育施設で一時的に預かる。	
一時預かり事業	保護者が一時的な就労、通院、緊急時等の場合に、保育所や認定こども園、その他の施設で子どもを一時的に預かる。	
子育て短期支援事業	保護者の疾病や出張、冠婚葬祭等により家庭での養育が困難な児童等を児童福祉施設において一定期間養育・保護する。(ショートステイ、トワイライトステイ)	
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生の預かり、保育施設への送迎など、小学生までの子育てについて、援助を受けたい人で行いたい人との相互援助活動を会員組織として支援し、地域の子育て支援活動を促進する。	
DV 被害者等の一時保護と自立支援	DV 被害者等の安全確保のため、一時保護を行い、自立に向けた支援を行う。	
母子・父子自立支援員による相談、情報提供	母子・父子自立支援員を配置し、母子(父子)家庭や寡婦家庭からの相談に対応する。	○
ひとり親家庭日常生活支援の実施	一時的に生活援助が必要な場合又は日常生活を営むのに大きな支障が生じている場合の生活安定を図るため、家庭生活支援員を充実し派遣を行う。	○
母子生活支援施設の運営及び措置	母子家庭の母と児童を共に保護し、入所者に寄り添って自立に向けた生活支援を行う。	○
ひとり親家庭実態調査	ひとり親家庭の日常生活の実態や行政ニーズを把握し、福祉施策の充実及びその効率的な推進を図る。	○
当事者同士の交流の場の提供	困りごとを抱える家庭の保護者同士が集い、交流できる場を提供する。	○

(3) 子どもの生活支援

事業名	事業内容	重点取組
子どもの学習・生活支援事業(再掲)	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象に、進学や学習習慣等の相談支援を行う「アウトリーチ型」と、学習のみならず愛着形成、社会性の醸成と様々な人的交流の実現を目的とした無料塾を開催する「居場所型」の2種類の支援を実施する。	○
ひとり親家庭等の子どもの育み支援事業	ひとり親家庭等の子どもに対し、放課後から夜間にかけて、子どもの居場所となる拠点の設置あるいは家庭の訪問により、学習支援、生活支援、食事の提供を行う。	○



子どもの文化芸術体験や鑑賞・活動の機会の提供	久留米シティプラザや久留米市美術館その他文化施設等で、子ども達が優れた芸術作品に触れ、鑑賞や活動体験ができる機会を提供する。	○
子ども自身への相談対応	こども子育てサポートセンター内において、18歳未満の児童の悩みや不安に関する電話相談「結らいん」を設置するとともに、児童の困りごとへの相談支援を行う。	○
子どものSOSの出し方教育	児童生徒等を対象に、悩みや困りごとがある時には助けを求めてもよいということ、SOSの出し方や相談先、周囲の受け止め方などについて啓発を行う。	○
子ども食堂事業	家庭での食事摂取が十分でない子どもへ食事の提供をする場、地域で子どもが高齢者などと交流する場や子どもの居場所となる子ども食堂を支援し、地域での拡大を図る。	○

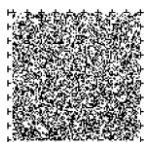
(4) 住宅に関する支援

事業名	事業内容	重点取組
住宅支援	住宅に困窮する低額所得者の中でも、特に居住の安定確保が必要な子育て世帯、母子・父子世帯、多子世帯については、定期募集と重複可能な別枠の募集を行い、申込みの優遇により居住の安定を図る。	
住居確保給付金支給事業	離職等により住居を喪失し、またはそのおそれのある者に対し、一定期間家賃相当分を支給する。	

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援

(1) 保護者の就労支援

事業名	事業内容	重点取組
ひとり親サポートセンター事業	ひとり親家庭等の保護者に対し、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを実施する。	○
自立支援策定プログラム	ひとり親家庭の親や児童扶養手当受給者に対して、自立支援計画書の策定やハローワークとの連携による就業支援を実施する。	○
雇用奨励金事業	国の助成を受けて、障害者や高齢者、ひとり親家庭の保護者などの特定求職者を雇用する事業主が、更に6ヶ月以上雇用を継続した場合に支給する。	○
久留米市ジョブプラザ就労サポーター事業	就職に向けて個別かつ継続的な支援を必要とする求職者に対し、就業に関する相談及び職業訓練の情報提供等の支援を行う。	○



子育て中の人のしごと相談 カフェ事業	子育て支援施設にキャリアカウンセラー等を派遣し、個別就労相談・各種情報提供、就労支援窓口への誘導を行う。	○
-----------------------	--	---

(2) 保護者の学びの支援

事業名	事業内容	重点取組
ひとり親家庭高等職業訓練 促進給付金等事業	ひとり親家庭の保護者が就職に有利な資格を取得するため1年以上養成機関で修業する場合、修業期間中と修了後に給付金を支給する。	○
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の親の自主的な能力開発の取組みを支援し自立を促進するため、指定の講座を受講するものに対して、受講修了後に給付金を支給する。	○
ひとり親家庭高卒認定試験 合格支援事業	ひとり親家庭の親または子どもが、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、対策講座の受講費用の軽減を図る。	○
高等学校等就学費支援	生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等への就学を希望する場合、就学に係る費用を支給する。	○

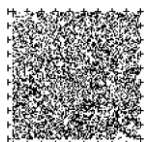
4 経済的支援

(1) 各種手当の支給

事業名	事業内容	重点取組
児童手当の支給	15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童を養育している保護者に手当を支給する。	
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等で、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（障害児は20歳未満）にある児童を養育している保護者に手当を支給する。	
特別児童扶養手当の支給	精神または身体が障害の状態にある20歳未満の児童を養育している保護者に手当を支給する。	

(2) 教育費負担の軽減

事業名	事業内容	重点取組
就学援助（再掲）	経済的な理由により、学校で必要な経費の支払いが困難な児童生徒の保護者に給食費や学用品費等の一部を支給する。	
久留米市奨学金（再掲）	経済的な理由により、高等学校等の修学が困難な者に就学の途を開き、有用な人材を育成するため奨学資金を給付する。	



久留米商業高等学校寄附金活用奨学金（再掲）	部活動・学業及び家庭の経済的環境の2つの基準に照らし、奨学金を給付する。	
（独）日本スポーツ振興センター共済掛金（再掲）	要保護及びそれに準じる程度に困窮していると認められる者の災害共済給付制度の掛金(保護者負担分)を市が負担する。	
高等学校等就学費支援（再掲）	高等学校等に進学する生活保護世帯の子どもに対し、入学料、入学考査料等を支給する。	

(3) その他の経済的支援

事業名	事業内容	重点取組
子ども医療費の助成	中学校3年生までの子どもを養育する保護者に対して、医療費の一部を助成する。	
重度障害児（者）医療費の助成	3歳以上の障害児（者）又はその保護者に対して、医療費の一部を助成する。	
ひとり親家庭等医療費の助成	母子家庭、父子家庭の親及び児童、父母のない児童に対して医療費の一部を助成する。	
未熟児養育医療	入院医療を必要とする未熟児に対し養育に必要な医療及び食事代の給付を行う。	
自立支援医療（育成医療）	身体に障害のある児童または現存する疾患が将来障害を残すと認められる児童であって、比較的短時間の治療により効果が期待できる児童に対し、医療の給付を行う。	
小児慢性特定疾病医療費の助成	小児慢性特定疾病児童等の保護者に対して、医療費の一部を助成する。	
母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭等に対して、12種類の資金を自立のために貸し付け、一定期間後に、主に月賦で償還を受ける。	

5 支援・制度につなぐ取組

事業名	事業内容	重点取組
子ども支援ガイドブックの作成・配布	子どもたちの育ちや学び、家庭に関わる支援者が、子どもの支援に関する情報を把握し、制度・相談機関へつなぐなど具体的な支援に活用する資料としてガイドブックを作成・配布する。	○
地域のネットワークの構築	地域で子ども・子育て支援に関する活動を行う団体・機関、行政等が相互に連携・協力するネットワークを構築し、子どもの貧困対策に包括的に取り組む。	○
子どもに関わる機関や地域団体等への啓発の強化	子どもの貧困の現状や課題、対策の必要性等について、行政や保育所、幼稚園、学校等の子どもに関わる機関の職員、地域団体等への啓発を強化し理解促進を図る。	○

